

議案第 68 号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和元年 5 月 15 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い，石岡市都市計画税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 都市計画税の課税標準の特例措置等を講じたこと。
- 2 引用条項の改正に伴う所要の改正をしたこと。



石岡市告示第 1 9 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

茨城県石岡市長職務代理者

石岡市副市長 根 本 博 文

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成31年 3 月29日石岡市条例第44号)

石岡市都市計画税条例（平成17年石岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第18項中「第17項，第18項，第20項から第24項まで，第26項」を「第18項，第19項，第21項から第25項まで」に，「第31項，第35項，第39項，第42項，第43項，第44項若しくは第47項」を「第28項，第32項，第36項，第40項，第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き，この条例による改正後の石岡市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は，平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し，平成30年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については，同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「，第48項若しくは

第49項」 とする。